

# 監査役監査

——その目的・対象と検証の視点・方法——

内 藤 文 雄

## 1. はじめに

わが国の監査研究に関し、鳥羽至英氏は、実証データの入手が極めて困難ななか、実証的アプローチの研究が主流となっており、危機的状况にあると指摘される一方、直近1年間、米国での研究留学を行い、大学研究者との共同研究を行った亀岡恵理子氏<sup>(1)</sup>によれば、米国では実証研究オンリーと言ってよく、「理論を知ったうえでの実証研究の大切さが認識されているものの、理論研究はほぼ行われていない。」真理を探究するという意味では、会計・監査研究はすでに大転換期を迎えているといえよう。また、たとえば、Accounting Review の2023年7月号の掲載論文17篇中、監査研究は1篇にとどまっている。それは、監査実務に関する研究データの入手可能性の困難性に原因があると思われ、わが国と変わらない。しかし、米国では、監査をめぐる訴訟の件数は多くないものの、提訴が行われ、大学研究者にも意見照会が

---

(1) 現代監査理論研究会（北海道大学）での講演「監査研究の危機と監査研究のイノベーション」での発言（2023年11月23日）。早稲田大学総合研究機構教授。なお、本稿の内容に関し、鳥羽教授から多くの示唆に富む指摘を賜った（2023年7月メール）。記して感謝したい。

(2) 東北大学大学院経済学研究科准教授。また、同氏が招請し、主催した東北大学での学術講演会（2023年10月10日）での Nanyang Technological University の Dr. Christian Peters 准教授の発表資料「Auditor Automation—Usage and Professional Skepticism—」でもかかる研究の状況が明らかにされている。

監査役監査（内藤文雄）

ある点はわが国と異なる。亀岡氏によれば、今後もこの傾向は続き、監査ブローパーの研究ではなく、学際的な共同研究が主流となり、実証研究だと参入障壁は低いので、他領域研究者が参画してくる時代となっている。このように、会計学や監査研究にとって、真理を探究する意味での理論研究はますます廃れていくように推測される。

こういった方向性のなか、わが国の監査役制度を俎上に載せる必要性は、どこにあるのであろうか。ガラパゴス的な監査役制度という特殊性もさることながら、株式会社のガバナンスを執行側の取締役と独立した監査役という機関が行うことの重要性が改めて認識されるべきだからである。特殊性のなかにグローバルに十分通用する真理が内在していると考えられる。

そこで、本稿では、監査役監査を対象として、まず、その基本認識を、(1)監査の本質・成立条件・保証機能と指導機能、(2)監査役の立ち位置と役割期待・委託受託関係と受託責任解除、(3)監査役監査の目的、(4)監査役の心構えの4点で論じる。次に、監査役監査の内包を、(1)適法性・適正性監査と妥当性監査、(2)内部統制システムの整備・運用の相当性、(3)子会社における内部統制システムの整備・運用状況の3点で論じる。続いて、監査（検証）の視点を明確にしたうえで、監査（検証）の方法として、(1)監査手順、(2)監査手続と証拠力、(3)監査要点と監査手続の選択の3点を論じる。以上を通じて、監査役監査の目的・対象・範囲や監査役の権限と責任が法解釈論として論じられることが多いなか、監査役監査をどのように行うのか、監査論的な方法論にも焦点を当てた分析を行う。

## II. 監査の基本認識

### II-1 監査の本質・成立条件・保証機能と指導機能

監査は、検証（証拠収集）および検証結果に基づく確信を持った意見表明の2要素から成る。監査の成立条件として、次の5点が成立していることが

必要である。

- (1)利害の対立 (三者関係)
- (2)監査可能な命題
- (3)適合するルール
- (4)十分かつ適切な証拠
- (5)確信を得た保証

この条件を、外部監査と内部監査、会計監査と業務監査、会社法・監査役監査と金商法・財務諸表監査の3つの場合にあてはめた具体を筆者の理解により示したものが「図表1」ないし「図表3」である。

これら3図表で強調すべきは、保証機能と指導機能との区別、および、合理的水準の保証と限定的水準の保証との区別である。

まず、前者の区別についてである。監査は、ルールにしたがった状態が維持されているかどうかについて、検証結果(客観的証拠)に基づき、確信を得て意見を表明すること、つまり、保証機能を本源的な機能としている。検証の過程での「気付き」により即座に是正を求めること、つまり、指導機能は、付随的な機能である。

しかし、たとえば、神戸市監査事務局長は、「役立つ監査とは」について、次のように発言している。

「ただ間違いを指摘するだけでなく、監査によって具体的な改善の方向を示すことだ。これを『提案型監査』という。問題の原因が職場にあるのか、全庁的なテーマなのか。合理的な事務や事業の見直しまで提案できれば、<sup>(3)</sup> 職員の働き方改革につながり、結果的には住民の福祉に貢献できる。」

この発言で、提案型監査が本源的な目的であると主張されているとすれば、それは、監査の一般的な定義からは外れる。監査は、あくまでもルール通りの処理が行われているかを検証し、検証結果に基づいて適正な処理が行われ

---

(3) 井沢泰斗,「市新幹部に聞く⑧」,神戸新聞2023/6/2朝刊記事。本稿では、この発言が間違いと言いたいのではない。かかる監査の解釈は、監査の本源的な機能とは異なることを指摘しているだけである。

監査役監査（内藤文雄）

〔図表 1〕 監査の成立条件：外部監査と内部監査

成立条件	外部監査	内部監査
(1)利害の対立（三者関係）	株主－経営者－会計監査人	経営者－従業員－内部監査人 ➡株主－経営者－従業員－内部監査人
(2)監査可能な命題	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した適正表示	法令・定款・社内規程・慣習規範遵守 ＋有効かつ効率的な事業活動
(3)適合するルール	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準	法令定款等＋KPI等
(4)十分かつ適切な証拠	(2)の命題に関する量的に十分で、かつ、質的に適切な証拠（心証）	(2)の命題に関する量的に十分で、かつ、質的に適切な証拠（心証）、または、必要な証拠
(5)確信を得た保証	合理的水準で、(2)の命題を保証	合理的水準または限定的水準で、(2)の命題を保証

（注）内部監査の「利害の対立（三者関係）」で太文字への矢印は、コーポレート・ガバナンス・コードなどの規定により、内部監査の役割期待が、経営者指向から取締役会指向へと変化していることと認められることから、三者関係の理解も変化していることを示している。

〔図表 2〕 監査の成立条件：会計監査と業務監査

成立条件	会計監査	業務監査
(1)利害の対立（三者関係）	株主－経営者－会計監査人	株主－経営者－監査役
(2)監査可能な命題	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した適正表示	法令・定款・社内規程・慣習規範遵守 ＋妥当な業務実施
(3)適合するルール	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準	法令定款等＋妥当性判断（主観）
(4)十分かつ適切な証拠	(2)の命題に関する量的に十分で、かつ、質的に適切な証拠（心証）	(2)の命題に関する量的に十分で、かつ、質的に適切な証拠（心証）、または、必要な証拠
(5)確信を得た保証	合理的水準で、②の命題を保証	合理的水準または限定的水準で、②の命題を保証

〔図表 3〕 監査の成立条件：会社法・監査役監査と金商法・財務諸表監査

成立条件	会社法・監査役監査	金商法・財務諸表監査
(1)利害の対立（三者関係）	株主－経営者－監査役	投資者－経営者－財務諸表監査人
(2)監査可能な命題	法令・定款・社内規程・慣習規範遵守 ＋妥当な業務実施	一般に認められる企業会計の基準に準拠した適正表示
(3)適合するルール	法令定款等＋妥当性判断（主観）	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
(4)十分かつ適切な証拠	(2)の命題に関する量的に十分で、かつ、質的に適切な証拠（心証）、または、必要な証拠	(2)の命題に関する量的に十分で、かつ、質的に適切な証拠（心証）
(5)確信を得た保証	合理的水準または限定的水準で、(2)の命題を保証	合理的水準で、(2)の命題を保証

ているかどうかについて監査意見を述べ、これによって、適正な処理を保証するのである。このプロセスの中での気づきを「提案」し、何らかの見直しにつながることはあくまでも付随的であって本源的ではない。

後者の区別について、合理的水準の保証は、監査可能な命題の確からしさを相当程度高い水準の心証(確信)をもって監査意見を表明することによって行われる。これに対して、限定的水準の保証は、監査可能な命題の確からしさについて、合理的な水準には至らないが、検証した範囲内で、確からしさを否定する事実には気づかなかつたという限定的な水準のもとに監査意見を表明することによって行われる。監査の成立条件として、常に合理的な水準での保証でなければならないというわけではなく、限定的な水準であっても、監査意見の表現を合理的な水準の保証の場合とは異なる表現に変えれば、監査として成立する。

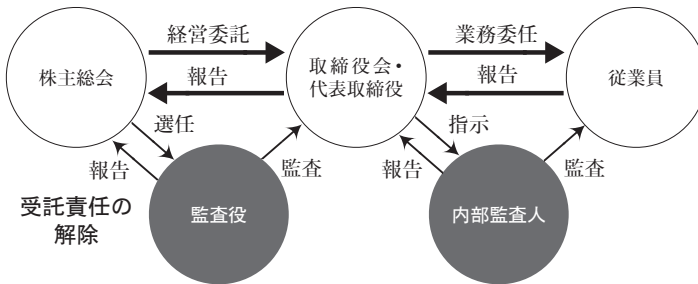
## II-2 監査役の立ち位置と役割期待・委託受託関係と受託責任解除

監査は、誰のために行うのか、それは、監査の成立条件の利害対立関係にある当事者のためである。監査役監査であれば、利害対立関係にある、株主と取締役のためである。会社法の考え方について、財産の委託受託関係と受託責任解除の観点で確認しておこう。

「図表4」は、この観点を筆者の理解で図示したものである。

株主は、株主総会の議を経て、取締役に対して財産を委託し、委託財産が会社の目的通りに使用され、適正な利益を上げることを期待し、これに利害を有する。財産を委託された取締役は、委託財産を保全し、有効かつ効率的に会社の目的事業に利用し、利益を稼得し、株主に対して配当として利益を還元する責任を有している。このような利害関係において、取締役とは独立した監査役が、委託財産の保全・管理・利用の結果として適正な利益が算定され、取締役が委託財産を目的通りに利用し、法令違反を犯していないこと

[図表 4] 財産の委託受託関係と受託責任解除



(注) 100%所有の子会社の場合、親会社の株主のための監査であること

を監査によって確かめ、株主総会に報告を行う。かかる報告により、取締役の受託責任は解除され、株主の利害が保護される。この限りにおいて、監査役監査は取締役の利害にも資する。

他方、取締役は、委託財産の利用にあたって、財産利用の権限と責任を従業員に委譲し、業務にあたらせている。取締役は、従業員が会社の目的通りに財産を利用し、横領などによって失われていないことなどを管理する責任を負っている。かかる責任を果たすため、会社法は、取締役に対して内部統制システムの構築を求め、法は定めていないが、取締役は内部監査人を任命し、権限と責任を委譲した従業員が有効かつ効率的にその委任業務を果たしているかどうかを監査し、その結果の報告を受けることによって自己の責任が果たされていることを確信する。

このように、会社内部では、監査役の監査と内部監査人の監査が行われ、もって株主の利害が保護されている。

ここで確認しておかなければならないのは監査役の立ち位置と役割期待である。

監査役は、会社の機関であり、その監査によって取締役の受託責任解除の役割を担い、ガバナンスの機能を果たしている。それはもっぱら株主の利害

保護を目的としている。しかしながら、会社の重大な不祥事の発生や地球環境の保護保全、従業員の人権保護、社会への役立ちなど、会社の目的にしたがった事業活動による利益の最大化に加えて、会社が果たすべき社会的責任が拡がっている。この典型的な動きが、サステナビリティやSDGsを重視した考え方であり、あるいは、コーポレート・ガバナンス・コードのグローバルな設定である。

そうすると、監査役は、会社法上、株主の利害保護のための存在であるとしても、取締役が果たすべき責任が財産の受託責任だけではなく、環境、社会、ガバナンスの各責任へと拡がっており、これらの責任の解除も監査役が監査により担う範疇に入っているとみることができる。

ここに、監査役の立ち位置と役割期待の明確化が必要となる。この点を筆者の理解で整理したのが「図表5」である。

〔図表5〕 監査役の立ち位置と役割期待

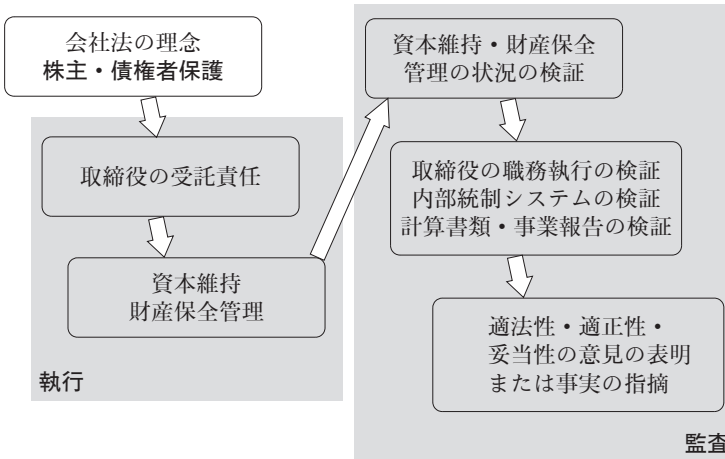
立ち位置	役割期待
(1) 会社のための監査役	⇨ 企業価値の最大化・役員不正摘発
(2) 代表取締役のための監査役	⇨ 受託財産の保全・従業員不正摘発
(3) 株主のための監査役	⇨ 受託責任の解除
(4) 利害関係者のための監査役	⇨ 環境・社会・ガバナンス

立ち位置とは、誰にとっての役立ちなのか、役割期待とは、その役立ちは何を指すのかをそれぞれ意味している。会社法は、(3)の考え方にある。(2)ではない。会社法の考え方に加えて、上記の通り、(1)や(4)の考え方も留意しつつ、監査役はその監査を行う必要があると考えられる。

### II-3 監査役監査の目的

監査役監査の目的は、会社法によれば株主保護である。すでに述べた通り、株主保護は、取締役の受託責任解除により果たされる。なお、債権者保護も監査役監査の目的範疇にある。つまり、債権者保護は、会社破綻時に債権金額が利息を含めて全額債権者に返済されることによって果たされるから、会社の計算が適正に行われることによって保証されている。適正な会社の計算も取締役の受託責任に含まれ、監査役監査によって責任解除が行われる。

〔図表 6〕 監査役監査の目的－執行と監査－



監査役監査の目的について、執行と監査との関係を含め、筆者の理解で整理したのが「図表 6」である。執行側では、取締役は、受託責任の履行として、資本維持と財産保全管理の責任を果たさなければならない。監査側では、監査役は、取締役の受託責任の履行の状況を検証するため、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの監査および計算書類と事業報告の監査の 3 種類の監査を行わなければならない。その結果として、適法性の意見または<sup>(4)</sup>事実（職務執行）、適正性の意見（計算書類・事業報告）、あるいは、妥当性



の意見(内部統制)を株主総会に報告することになる。

## II-4 監査役の心構え

以上、監査役監査の主要論点を説明してきたが、監査役が常に認識しておくべき心構えとして、次の5点を指摘できるであろう。

- 監査役は、複数専任されていてもそれぞれが**独任制**であること。つまり、監査役会監査ではなく、監査役監査なのである。
- 監査を行うにあたって、常に**重要性**を意識すること。ただし、誰にとつての重要性(立ち位置と関係)なのか、また、量的重要性和質的重要性とを区別することが必要である。
- 監査を行うにあたって、**職務上の懐疑心**の発揮すること。つまり、監査役に求められるのは、企業経営に関与していた者であれば、通常、働くであろう懐疑心である。しかし、専門家としての懐疑心のレベルまで求められているわけではない。
- 監査は、証拠収集して終わりではないこと。証拠を批判的に評価し、**監査すべき事項に対する意見を導き出す**ことが必要である。
- 監査を行うにあたって、客観的な証拠収集が原則であるが、それが困難であれば、「**間主観的**」な証拠を入手すること

## III. 監査役監査の内包

### III-1 適法性・適正性監査と妥当性監査

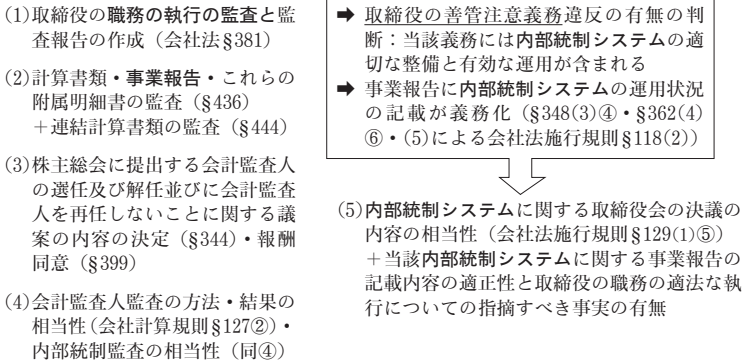
監査役が監査しなければならない主な対象は、「図表7」に示した各事項である。

これらのうち、(1)から(4)は、法規定から直接導き出されるが、(5)は、

---

(4) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実があったときのその事実(会社法施行規則第129条第1項第3号の規定を要約)。

〔図表 7〕 監査役監査の内包



〔図表 8〕 適法性・適正性監査と妥当性監査の内包

適法性・適正性監査

- ・取締役の職務の執行の適法性
- ・計算書類等の適正性
- ・事業報告の適法性（法令・定款準拠）・適正性（会社の状況を正しく示しているかどうか）

妥当性監査

- ・会計監査人監査の相当性
- ・会計監査人の選任・解任・報酬同意
- ・内部統制システムの整備・運用の相当性
- ・買収防衛策等の相当性（会社法施行規則§129(1)⑥）

(1)と(2)の事項に含まれる内部統制システムに関して求められる監査の内包を示している。

これら監査役監査の主な対象事項を、筆者の理解により、適法性・適正性監査と妥当性監査との区別で整理したものが「図表 8」である。

「図表 8」では、「図表 7」で整理した主な対象事項に加えて、日本監査役協会（2023）26頁のひな型に基づき、買収防衛策等の相当性の監査を加えている。

適法性監査は、文字通り、監査の対象事項について法律規定が遵守されているかどうかの監査である。また、適正性監査は、ルールにしたがった内容

が会社の状況を正しく示しているかどうかの監査である。これに対して、妥当性監査は、法規定に明文化されていないが、会社運営の観点で監査の対象事項が妥当かどうかの監査である。

ここで適法性・適正性監査と妥当性監査の区別を指摘したのは、この区別が監査方法と監査役の意見の性質に影響を与えると考えられるからである。特に、適法性監査は、法律規定の遵守を監査するのであるから、客観的な根拠を得ておかなければならない。当該根拠を示されれば、監査役以外の第三者からみても法律規定の遵守の有無は判断できる。これに対して、妥当性監査では、常に客観的な根拠をもって証明できるとは限らず、むしろ、監査役の職務上の懐疑心をもった主観的な根拠による判断をともなった意見となる可能性が否定できない。つまり、監査役以外の第三者が主観的な根拠をみれば、妥当性の有無の判断は異なる可能性がないわけではない。もちろん常に異なるというわけではない。適法性監査に比較して、相対的に異なる可能性が高いといえる。

### III-2 内部統制システムの整備・運用の相当性

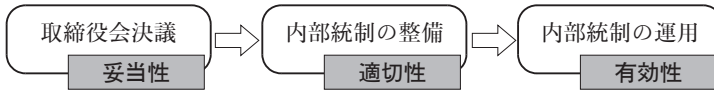
内部統制システムは、会社法第362条第4項第6号に掲げる事項<sup>(5)</sup>に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制をいう。

監査役監査での内部統制システムの整備・運用の相当性の監査では、「図表9」に示した監査命題、つまり、決議の妥当性、整備の適切性および運用の有効性について監査役の意見を表明することが求められている（会社法施

---

(5) 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」。具体的には、会社法施行規則第100条が定める「業務の適正を確保するための体制」。会社の組織形態が監査等委員会設置会社の場合第110条の4、指名委員会等設置会社の場合第112条によって定められた体制である。

〔図表 9〕 内部統制システムの整備・運用の相当性



行規則第129条第1項第5号)。相当性の判断は3つの判断から構成される。

内部統制は、グローバル・スタンダードである COSO にしたがえば、(1) 事業活動の有効性・効率性、(2) 報告の信頼性、および(3) コンプライアンス（法令遵守）の3目的が組織体において達成されるように設定された、組織体の構成員全員が果たすべき機能である。したがって、上記の相当性の判断を行うにあたって、COSO の3目的が達成されることが常に念頭に置かれていなければならない。内部統制というと、ともすればコンプライアンスと同一視される誤解が生じている。なぜならば、上場会社の昨今の不祥事（たとえば、2015年以降発覚で、タカタ、東洋ゴム、東芝、三菱自動車、神戸製鋼所、関西電力、日野自動車、豊田自動織機、ビッグモーター、ダイハツ工業など）が発覚すると内部統制の不備が問題と指摘され、コンプライアンス上の問題と同一視されている印象があるからである<sup>(6)</sup>。ここで指摘すべきは、内部統制は、コンプライアンスの確保を含むがそれだけにとどまるものではないということである。監査役が内部統制システムの整備・運用の相当性を監査する場合、コンプライアンスの観点だけでの判断ではないことに留意すべきである。

また、コンプライアンスの観点で監査を行う場合、法令の明文規定の内容が遵守されているかどうかに着目しがちであるが、それは当然のことであり、法令は常に改訂されるが、改訂は事象の後追いとなる場合が多いため、監査役は、法令の条文そのものの内容にとどまらず、法令の制定主旨を考慮しな

(6) たとえば、日本取引所自主規制法人（2018）では、もっぱらコンプライアンスに言及している。

ければならないことも見逃してはならない観点である。

### III-3 子会社における内部統制システムの整備・運用状況

内部統制に関する取締役会決議には、子会社における内部統制システムとして、次の4体制も含まれている。

- (1)子会社の取締役・執行役・業務執行社員等の職務の執行に係る事項の親会社への報告の体制
- (2)子会社の損失の危機の管理に関する体制
- (3)子会社の取締役・執行役・業務執行社員等の職務の執行の効率性を確保する体制
- (4)子会社の取締役・執行役・業務執行社員等および使用人の職務の執行の法令定款適合性を確保する体制

これらのうち、親会社の監査役の監査で特に着目すべきは、(2)と(4)である。親会社の監査役が直接に子会社の内部統制を監査するのではなく、子会社の監査役または内部監査人を通じて、これらの体制の状況の報告を得ることによって監査が行われる。監査の結果として、(a)何が判明し、(b)重要な問題に対してどのように対処されたか、(c)当該問題は内部統制の4体制にどのようにかわり、重要性はどうかなど、報告によって入手した客観的証拠に基づき説明しておくことが求められる。子会社の不祥事が未然に防がれるかどうかについて、親会社の監査役も注視しなければならない。

## IV. 監査（検証）の視点

「図表8」で整理したように、監査役監査では、監査対象の適法性・適正性と妥当性について検証が行われ、監査役の意見の表明または事実の指摘が行われる。この場合、基本は適法性・適正性監査であり、そのうえで、妥当性に疑義があれば指摘することになる。監査と執行とは完全に分離され、監

監査役監査（内藤文雄）

査の独立性が確保されていなければならないことはいうまでもない。

それでは、適法性・適正性監査にせよ妥当性監査にせよ、監査対象に対して監査役はどのように対応すればよいのであろうか。この点に関する具体は、会社法等法令では言及されていない。

如上のように、監査役が監査の結果として監査報告しなければならない事項が定まっており、これが監査対象となる。各監査対象に対して、立証可能なレベルまで、対象を分解することが必要である。なぜならば、適法性、適正性、妥当性といった監査役監査が証明すべき対象の属性は、直接観察できるわけではないからである。かかる分解は、監査役が観察できるレベルまで行うが、どのように分解するかは監査役が決定しなければならない。分解した対象の属性は、「監査要点」と呼称される。

次に、監査要点に対して検証を行い、それぞれの結果を総合して適法性、適正性、妥当性などが個々に判断されるが、そのときに重要なのは、監査（検証）の視点である。かかる視点は、監査役の立ち位置と役割期待（「図表5」参照）によってその重点が異なる。重点は異なるものの、その基調は、

- ・会社財産の保全
- ・会社の健全な発展

であり、企業価値を守ること、

・その前提として、法令定款遵守および有効な内部統制があるという視点である。

監査の結果は、株主総会での株主に対する報告において監査役の意見として表明または事実の指摘が行われる。そこでは、監査役はどのようなことを株主に対して保証するのがキーとなる。つまり、適法性監査においては、「取締役等の不正行為および法令・定款に違反する重大な事実」の指摘、適正性監査においては、「計算書類等や事業報告が会社の状況を正しく示している」ことの表明、また、妥当性監査においては、「取締役等の職務の執行

上、妥当でないことがない」ことの表明である。

表明には、2種類ある。一つは、合理的水準での表明であり、もう一方は、限定的水準での表明である。前者は、監査意見が積極的形式で表明されるのに対して、後者は、消極的形式で表明される。

法令上、合理的水準、限定的水準、いずれの水準での表明でなければならないとの規定はおかれていない。監査役は、これらの表明を行うにあたり、監査役の見解または指摘する事実を根拠づける客観的証拠の入手と記録を行うことが必須である。つまり、合理的水準では、積極的形式での意見が表明され、保証すべき事項として、すべての重要な点において適法・適正・妥当であり、何も重要な問題がないことを表明する。したがって、これを裏付ける十分かつ適切な客観的証拠が必要である。これに対して、限定的水準では、消極的形式での意見が表明され、その水準が合理的水準より低く、保証すべき事項には調査した限りにおいて重要な問題がないことを表明する。したがって、必要な客観的証拠は限定される。

## V. 監査（検証）の方法

### V-1 監査手順

監査の手順は、次のとおりである。

- ・ 監査対象の保証命題の確認（適法性・適正性・妥当性）
- ・ 保証命題を検証可能なレベルの監査要点にまで分解
- ・ 監査要点それぞれに対する検証による客観的証拠の収集
- ・ 職務上の懐疑心を発揮し、収集した証拠の批判的な評価
- ・ 入手し評価した証拠を総合して監査役の見解の表明または事実の指摘

このうち、証拠の収集にあたっては、リスク・アプローチ（重要な法令違反・ルール違反・不合理な事項の発生可能性が高く、内部統制で十分かつ適切に予防できない対象を検証）により、試査または精査を選択し、試査の場

監査役監査（内藤文雄）

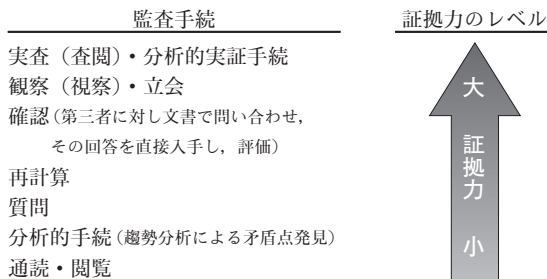
合には、試査の範囲を決定する。監査要点に適用する監査手続を選択し、検証を行う。

## V-2 監査手続と証拠力

監査要点に対して、どのような監査手続を選択して証拠を収集するのか、監査役は、合理的水準なのか、あるいは、限定的水準なのかの区別で、必要な監査手続を選択しなければならない。

一般に、監査手続<sup>(7)</sup>の違いによる証拠の証拠力の大小は、「図表10」のように整理できる。

[図表10] 監査手続と証拠力



これらの監査手続のどれを選択し、監査要点に関する自己の結論を裏付ける根拠、すなわち証拠を入手するのが合理的かを監査役は判断する。判断にあたって、常にすべての監査手続が利用可能であるとは限らず、都度の状況に応じて最善を尽くす必要がある。そうでなければ、任務懈怠に問われかねない。

(7) 「往査」は、監査に赴くことを意味しており、監査手続には整理されない。



### V-3 監査要点と監査手続の選択

それでは、監査要点に対する監査手続の選択は、どのような組み合わせが考えられるであろうか。その可能性を筆者の理解で整理したものが「図表11」である。

「図表11」において、監査手続は、監査役自らが証拠を入手する趣旨で「直接証拠」と表示している。他の機能（たとえば、内部監査人）の調査結果などを監査役が利用する場合、それは「間接証拠」である。「図表11」では、間接証拠について表示していないが、たとえば、内部監査人が行った内部統制の整備・運用の評価結果を監査役が利用するならば、それは間接証拠となりうる。ただし、監査役が入手すべき証拠は、直接証拠なのか間接証拠なのかという二者択一ではなく、間接証拠で得た監査人の心証が不十分であれば、直接証拠を自ら入手し、その評価を通じて心証を高め、監査役の意見を表明する、または、事実を指摘するに足るレベルを達成しておかなければならない。

本図表をみると監査役が行わなければならない監査手続は膨大になると理解されてしまう可能性がある。本図表ではあくまでも監査手続の選択の可能性を示しただけであり、○印のついた監査手続をすべて行わなければならないと主張するものではない。

監査手続の一つに「観察（視察）・立会」がある。監査役監査で適用されることが多い監査手続である。これは、監査役が取締役会等重要会議に出席し、その議論を「観察」したり、議論に参加（立会）したりすることを意味している。たとえば、取締役会では、

- ・取締役会に上程される案件の適法性
- ・議論の前提となる情報収集等での誤謬の有無
- ・決定プロセスや決定内容の合理性
- ・事業部門への過度な利益要請の有無

[図表11] 業務監査における監査要点と監査手続

業務監査の種類	監査要点 (設定は監査役が独自に構成)	監査手続（直接証拠）				
		実査 (査閲)	観察 (視察)	確認 再計算	質問	通読 閲覧
(1) 事業報告・附属明細書の監査	① 事業報告・附属明細書の法令・定款準拠性			○	○	○
	② 事業報告・附属明細書の正確性			○	○	○
	③ その他					
(2) 取締役の職務の適法・適正な執行の状況の監査	① 取締役会での討議（議題と討論）の十分性と適切性		○		○	
	② 討議資料の十分性と適切性			○		○
	③ 取締役の不正・法令定款違反にかかる内部通報への対応の十分性と適切性	△		○	○	
	④ その他					
(3) 内部統制システムの整備と運用の状況の監査	① 取締役会の決議内容の相当性			○	○	
	② 内部統制システムにかかる事業報告の記載に関して指摘すべき事項の有無			○	○	○
	③ 内部統制システムにかかる取締役・執行役の職務の執行に関して指摘すべき事項の有無	△	○	○	○	
	④ 内部統制システムにかかる内部通報への対応の十分性と適切性			○	○	
	⑤ その他					
(4) 事業リスク・コンプライアンスリスク管理・対応状況の監査	① 取締役会におけるリスク報告の十分性と適切性		○	○	○	
	② リスク管理・対応委員会等におけるリスク報告・討議の十分性と適切性		○	○	○	
	③ 討議資料の十分性と適切性			○		○
	④ リスク管理・対応にかかる内部通報への対応の十分性と適切性			○	○	
	⑤ その他					
(5) 重大な企業不祥事の実態・原因究明と再発防止策の状況の監査	① 事業報告における記載内容の適切性			○	○	○
	② 再発防止に向けた業務執行の適切性（取締役・執行役の善管注意義務違反の有無）	△	○	○	○	
	⑤ その他					

(注) ○印：適用可能 △：状況に応じて適用可能。「その他」については適用可能性を表示していない。また、分析的手続には言及していない。

- ・取締役による他の取締役の職務に対する監督の適切性

また、他の重要な社内会議では、

- ・出席による情報収集
- ・議論の様子や意思決定プロセスの観察による、取締役の善管注意義務違反の有無

<sup>(8)</sup>などを「観察（視察）・立会」し、直接証拠を入手する。直接証拠は、会議で入手した執行側による会議資料や討議内容そのものではない。当該資料や討議内容を監査役が分析・評価した結果が直接証拠である。

また、これらの会議での監査役の発言は、たとえば、将来の事業リスクへの言及については、監査役の指導機能の発揮として容認されるが、営業部門拡販戦略や技術開発部門の商品開発計画、M&A投資等、業務執行に直接関係する内容への積極的な提案は、独立性の観点から控えるべきである<sup>(9)</sup>ことに留意すべきである。

## VI. おわりに

本稿での論点は、監査役としての基本認識、何を監査すべきか、監査役監査の視点、監査の方法の4点である。監査役監査に関する会社法などの規定解説は多数公開されているのに対して、監査役が行うべき具体的な監査の方法についての解説は多いとはいえない。本稿では4つの論点を首尾一貫して論理展開した場合の監査役監査における検証の目的、対象、視点および方法を論じてきた。

監査役監査は、捜査ではない。また、「摘発」を目的とするのではなく、「予防」に重点がおかれるべきである。監査役にとって、情報収集がきわめ<sup>(10)</sup>て重要であり、執行側に対して報告・説明を求める場合であっても、監査役

---

(8) 高橋均 (2023), 53-54頁も参照。

(9) 高橋均 (2023), 57頁にも同様の指摘がある。

監査役監査（内藤文雄）

は、その内容を評価しなければならない。<sup>(11)</sup> 監査役監査が内部統制システムの有効性に重点を置くように法規定が整備されてからすでに20年近くである。事業・業務の法令遵守の内部統制への落とし込みに対する継続的な検証が求められていることを再認識しなければならない。

監査役監査は、なんらかの新たな価値を生み出すものではない。しかし、価値の棄損を未然に予防し、事業活動が問題なく推移し、社会に対して付加価値を提供していることを保証している。「監査があるから安心」とのコモンセンスをさらに確立していくことがのぞまれるのである。

#### 参考文献

##### 監査役監査関係

- (1) 江頭憲治郎（2021），『株式会社法』（第8版），有斐閣。
- (2) 高橋均（2023），『監査役監査の実務と対応』（第8版），同文館出版。
- (3) 鳥羽至英・秋月信二（2018），『監査を今，再び考える』，国元書房。
- (4) 日本監査役協会（2023），「監査役（会）監査報告のひな型」。

##### 内部統制関係

- (1) 鳥羽至英（2007），『内部統制の理論と制度』，国元書房。
- (2) 中村直人（2023），「企業法務の「レジェンド」」，中村直人弁護士に聞く－事務所独立の経緯，企業法務の課題」，日経速報ニュースアーカイブ，2023/7/1記事。
- (3) 中村直人編著（2017），『コンプライアンス・内部統制ハンドブック』，商事法務。
- (4) 日本取引所自主規制法人（2018），『上場会社における不祥事予防のプリンシプル』，

---

(10) 中村（2023）は，次のように指摘している。「コンプライアンスや内部統制といっても，執行側から問題の情報が入らなければわからない。自らどういう情報が必要なのかを考えて，情報入手ルートを作らなければチェックもできない。」

(11) 鳥羽教授からの指摘にその具体が次のように言及されている。「現場を大切に，現場からの声に気を付け，計算書類に影響する，あるいは法令等に違反する可能性がある」と判断した場合には，内容をより深く精査し，この非とすべき箇所を証拠をもって確実にしておくこと。現場からの説明や情報で疑わしい，あるいは少なくとも不自然だと感じたら，その部分について，監査手続を密にし，また，執行側の説明については鵜呑みにせず，必ず証拠をもって裏付けておくこと。疑問の箇所をそのまま放置しないなど，監査役の立場で固めていくことが必要。法令等の遵守に関係する事項については，会社の顧問弁護士に問い合わせ，または，確認をとること。」

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/preventive-principles/index.html> (2023年12月20日参照)。

- (5) 町田祥弘 (2015), 『内部統制の知識』 (第3版), 日本経済新聞出版本部。
- (6) 森・濱田松本法律事務所編 (2009), 『内部統制—会社法と金融商品取引法 (新・会社法実務問題シリーズ)』, 中央経済社。